

## 審議会等の設置等に関する指針

制定	平成14年	4月19日	市長決裁
改正	平成15年	4月1日	総務局長決裁
	平成16年	4月1日	総務課長決裁
	平成17年	4月1日	行政経営課長決裁
	平成18年	6月9日	市長決裁
	平成19年	2月1日	市長決裁
	平成22年	5月31日	行政経営課長決裁
	平成22年10月	21日	行政経営課長決裁
	平成23年	3月31日	市長決裁
	平成24年	3月22日	総務局長決裁
	平成24年	8月30日	行政経営課長決裁
	平成28年	3月25日	行政経営課長決裁
	令和2年	3月25日	市長決裁
	令和4年	4月1日	人事課長決裁

### (趣旨)

第1条 この指針は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この指針において審議会等とは、熊本市市民参画と協働の推進条例(平成23年条例第12号。以下「条例」という。)第2条第6号に掲げるものをいう。

### (審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。
- (2) 審議会等の委員の数は20人以内とすること。ただし、法令に定めがあるなど特別な事情がある場合を除く。
- (3) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置要綱等に廃止期日を明示すること。

### (審議会等の見直し)

第4条 審議会等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審議会等は廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されているとき。
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく必要性が低下しているとき。
- (3) 他の手段等により代替可能であるとき。
- (4) 設置目的、審議事項等が他の審議会等と類似し、又は重複しているとき。

### (協議)

第5条 審議会等の事務局を所管する課等の長(以下「所管課長等」という。)は、前2条の規定により審議会等を設置し、廃止し、又は統合する場合に当たっては、人事課長とあらかじめ協議するものとする。

### (設置等の報告)

第6条 所管課長等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、速やかに人事課長に報告するものとする。

- (1) 審議会等を設置又は統合した場合\_審議会等の新設・統合に関する報告書(様式第1号)
- (2) 審議会等を廃止した場合\_審議会等の廃止に関する報告書(様式第2号)

### (審議会等の委員の選任)

第7条 条例第11条第1項の規定に基づき、審議会等の委員を選任するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。
- (2) 同一人物を、6以上の審議会等の委員に選任しないこと。
- (3) 一の審議会等の委員に8年を超える期間継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。
- (4) 法令又は審議会等の規程において選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員に

おける男女それぞれの数が概ね同数となるよう努めること。

2 条例第11条第1項の規定に基づき、審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次に掲げるところによる。

(1) 公募は、審議会等の名称及び設置目的、募集趣旨、募集人員、募集期間、任期、応募資格、応募方法、選考方法並びに問合せ先を明らかにした上で、広報紙等を通じて広く市民に周知することにより行うものとする。

(2) 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うものとする。

(3) 審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知するものとする。

(4) 前3号に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、別に定める。

3 委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

(1) 審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずると認められる者であって、実質的な審議、調査等を行ううえで欠くことのできないとき。

(2) 審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有している等により、他の者に替えることができないとき。

4 所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、人事課長に確認するものとする。

5 所管課長等は、委員の改選を行った場合は、審議会等の委員改選に関する報告書（様式第3号）により人事課長に報告するものとする。

（男女共同参画の促進）

第8条 所管課長等は、委員の選任を行うにあたって、事前に男女共同参画課長の意見を聞くものとする。

（委員の任用等）

第9条 審議会等のうち附属機関（以下単に「附属機関」という。）の委員は、非常勤特別職として任用し、報酬を支給することとする。

2 附属機関の委員の任用及び報酬額の決定に当たっては、市長決裁とする。

3 審議会等のうち懇談会等（以下単に「懇談会等」という。）の出席者には、報償費で謝礼金を支払うこととする。

4 懇談会等の出席者の選定及び謝礼金の額の決定に当たっては、局長決裁とする。

5 所管課等は、審議会等の委員に対し、その者が委員でなくなった後も含め、職務上又は意見聴取等を行う上で知り得た秘密を他に漏らさないよう周知することとする。

（会議開催の周知）

第10条 所管課長等は、条例第11条第2項の規定に基づき、会議の開催日時、場所等を公表するに当たっては、会議の開催案内を作成し、会議開催日の1週間前までに、次に掲げる手段によりこれを公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときを除く。

(1) 熊本市ホームページへの掲載

(2) 報道機関への情報提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、所管課長等が適当と認める手段

（会議の公開）

第11条 所管課長等は、条例第11条第3項の規定に基づき、審議会等の会議を公開するに当たっては、あらかじめ傍聴の手続、遵守事項等を記載した傍聴要領を作成し、傍聴希望者に対し配付するものとする。

（会議結果の文書化）

第12条 附属機関の会議結果の文書化に当たっては、附属機関は、行政執行に相当程度影響を与える調停、審査、審議、調査等を行うことから、原則として会議結果を集約化・文書化することとする。

（会議録の作成及び公表）

第13条 所管課長等は、会議の終了後、速やかに会議録を作成することとし、条例第11条第4項の規定に基づき、公表するものとする。

（運営状況の報告）

第14条 所管課長等は、毎年度4月30日までに、審議会等の運営状況に関する報告書（様式第4-1号及び様式第4-2号）により、前年度の審議会等の運営状況等について人事課長に報告するものとする。

2 人事課長は、前項の報告書により審議会等の運営状況等について把握し、必要と認めたときは、当該審議会

等の所管課長等に対し意見を申し出ることができる。

附 則

この指針は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成18年6月9日から実施する。

附 則

この指針は、平成19年2月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成22年5月31日から実施する。

附 則

この指針は、平成22年10月21日から実施する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成24年8月30日から実施する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から実施する。